

外国人を雇用している事業所の皆様へ

能代市総務部税務課

年の途中で退職・帰国する予定の外国人に対する市県民税の徴収について（お願い）

平素から本市税務行政に、多大なるご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、年の途中で退職・帰国した外国人に対する市県民税については、退職時にその年度の残額を一括徴収していただいております。しかし、市県民税の賦課期日（1月1日）から、特別徴収税額決定通知到着までに退職・帰国された外国人に対しては、新年度に課税される市県民税が滞る事例が見受けられます。

つきましては、令和7年1月1日から令和7年6月10日までに退職・帰国する予定の外国人に対しては下記のとおり対応したいと考えておりますので、何卒ご協力の程よろしくお願いいたします。

記

- ①納税義務者である外国人の帰国が決定した時に、市税務課に対して「納税管理人申告書（承認申請書）」を提出していただきます。
- ②納税管理人に新年度の納税通知書と納付書を送付いたしますが、納税管理人は、あらかじめ外国人から新年度の税相当額を預り、納付していただきます。
- ③外国人については、日本国内に知り合いや身寄りがないと思われることから、納税管理人については事業所様を設定していただくよう、ご協力をお願いしたいと思います。

関連情報：能代市 HP 「海外へ出国する場合の個人住民税の手続きについて」

<https://www.city.noshiro.lg.jp/kurashi/zei/etc/20928>

【お問い合わせ先】

能代市総務部税務課

市民国保税係 0185-89-2126

収納対策室 0185-89-2128